

令和 7 年 8 月 2 6 日招集

令和 7 年第 3 回薩摩川内市議会定例会

報 告

そ の 2

報 告 番 号	件 名	備 考
1 7	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解するについて)	

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成 17 年 3 月 30 日議決）の定めるところにより、下記の事項を専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 10 月 7 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

損害賠償の額を定め、和解するについて

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決第 7 号

損害賠償の額を定め、和解するについて

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

公用車による交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

1 和解の相手方 所在地
名 称

2 損害賠償の額 2 9 , 6 5 6 円

3 和解の内容の要旨

- (1) 本件交通事故における過失割合は、本市を100パーセントとし、相手方に対する本市の損害賠償の額を29,656円とする。
- (2) 今後、本件交通事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わない。

専 決 処 分 す る 理 由

本市公用車による交通事故に関し、損害賠償の額を定め、和解するについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成17年3月30日議決）の定めるところにより、専決処分する。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 略

参 考

専決第 7 号 損害賠償の額を定め、和解するについて（資 料）

1 交通事故の概要

令和 7 年 7 月 1 8 日午後 2 時頃、大小路町地内の市道大小路 7 号線において起きた事故で、本市職員が同市道沿いの施設駐車場へ消防車両を後退して進入するため、同市道上に駐車中の相手方車両を避けて方向転換をしようとしたところ、相手方車両に接触したものである。

この事故により、相手方車両は右後部バンパーを損傷し、相手方車両に 2 9 , 6 5 6 円の物的損害が生じた。

なお、双方とも人身に負傷はなかった。

2 和解の内容

当 事 者	本 市	相 手 方
損 害 額	0 円	2 9 , 6 5 6 円
過 失 割 合	1 0 0 パーセント	0 パーセント
責 任 額	2 9 , 6 5 6 円	0 円
決 済 方 法	本市は、相手方に 2 9 , 6 5 6 円を支払う。	

3 その他

相手方への支払額 2 9 , 6 5 6 円については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済災害共済金から直接支払われる予定である。